

各都道府県・指定都市教育委員会  
各都道府県  
附属学校を置く各国公立大学法人  
小中高等学校を設置する学校設置会社を 御中  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況調査について（依頼）

東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れについては、積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。

文部科学省では、東日本大震災により被災した児童生徒における就学の機会を着実に確保するとともに、当該児童生徒に対する支援策の検討に資するため、令和2年5月1日現在の東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況を、昨年度に引き続き今年度も把握することとしました。

については、お忙しい中大変恐縮ですが、本調査への御協力をよろしく願いいたします。

なお、今年度も昨年度同様、教育委員会や学校現場の負担に配慮し、ウェブ上で御回答いただくこととしました。

都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対し、本調査を周知くださるようよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 調査対象

平成23年3月11日以降、東日本大震災の影響により被災し、被害が甚大な3県（岩手県、宮城県、福島県）から避難してきた児童生徒の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校における受入れ状況（令和2年5月1日現在）

※震災後9年以上が経過したことから、今回、調査対象となるのは、令和2年5月1日現在、小学校4学年から高等学校3学年に在籍する児童生徒となります。ただし、小学校4学年に在籍する児童のうち、平成23年3月11日から平成23年4月1日の間に生まれた児童については対象外となります。

### 2 回答期限

令和2年11月5日（木）17時まで

※回答期限で回答フォームは閉じますのでご注意ください。

### 3 回答方法

- 以下のURLにアクセスし、調査に必要なID、パスワード、回答フォームのURLを取得した上、回答フォームにて対象となる児童生徒数等を御回答ください。詳細は、別添1の作業要領を御確認ください。

URL：<https://www.pcsupport.co.jp/gimu2020/secret.html>

システムの関係上、上記URLにアクセスできない等の際は【本件回答先】に速やかに御連絡ください。

- 都道府県教育委員会におかれては、原則、本調査は都道府県ごとの集計としているため、誠にお手数ですが、域内の市区町村教育委員会の回答状況をメール等により把握していただき、上記締切までに、域内の全ての市区町村教育委員会が回答済みとなるよう、御対応をお願いします。なお、域内の全ての市区町村が回答済みとなった際には、メール（アドレス：syokyo@mext.go.jp）で当方まで御連絡くださるよう併せてお願いいたします。

#### 4 その他

市区町村教育委員会からの回答については、当方で都道府県ごとに取りまとめたものを、後日各都道府県教育委員会に情報提供させていただきます。都道府県教育委員会におかれては、域内の状況として把握いただければと存じます。

**【本件回答先】**  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課  
教育制度改革室（松岡、伊藤）  
TEL 03-5253-4111（内線 2007）